

生衛法と生活衛生同業組合の意義、組合員が受けられる優遇措置

生活衛生同業組合は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」に基づく営業者の自主的な活動団体であり、主に次のような事業を行っています。

- 組合員に対する衛生施設の維持や改善、経営の健全化に対する指導
- 営業施設の設備改善や、経営の健全化のための資金の斡旋
- 組合員の営業に関する技能の改善向上のための事業
- 組合員の福利厚生及び共済に関する事業

営業者は、自由に同じ業種に該当する組合に加入することができます

組合では情報の交換や技能の向上、融資の相談などの活動を行っています。組合を通じて、行政からの様々な情報や、新型コロナウィルス感染症対策に関する情報、食中毒、新型インフルエンザ、ノロウイルスやレジオネラ症など、その時々で営業上重要な衛生対策に関するパンフレットなどを入手することができます。

要組合費

※静岡県に組合のある生活衛生関係営業

飲食店営業（すし、めん類、社交、料理、一般）、食肉販売業、理容業、美容業、興行場営業（映画館）、旅館業（旅館・ホテル）、公衆浴場業、クリーニング業

上記組合に加入すると、株式会社日本政策金融公庫の「生活衛生融資」が有利な条件で利用できます

- 融資限度額が大きい ○貸付期間が長い ○金利が低い
- 無担保、無保証人の「生活衛生改善貸付」の融資制度がある
- 振興事業促進支援融資制度の利用で、さらに金利低減あり 等

標準営業約款制度（Sマーク）をご存知ですか？

標準営業約款制度「Sマーク」とは、消費者利益擁護の観点から、サービスや技術、設備の内容等を適正かつ明確に表示することにより、利用者や消費者の選択の利便を図ることを目的として、昭和54年に創設された制度です。

ご存知ですか？ Sマーク

標準営業約款に従って営業することを登録したお店は、厚生労働省が認可した営業方法・取引条件等に従っていることを証して、店頭に「Sマーク」を掲げることになっています。

「安全（Safety）」「清潔（Sanitation）」「安心（Standard）」を約束する表示です。



【標準営業約款】
安全・安心・清潔を約束する3つのS

現在標準営業約款が設定されている業種

めん類飲食店営業、一般飲食店営業、理容業、美容業、クリーニング業

このちらしに関するお問い合わせは、静岡県健康福祉部生活衛生局衛生課まで

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

電話／FAX (054) 221-3281 / (054) 221-2342

Eメールアドレス eisei@pref.shizuoka.lg.jp (生活衛生班)

